

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 18 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬 戸 元

記

1 監査報告及び措置の件数

飯塚市監査委員告示第 18 号（令和 6 年 1 月 9 日付）分・・・4 件

2 講じた措置状況

以下のとおり

社会・障がい者福祉課「飯塚市穂波福祉総合センター」【局長指摘事項】

検 討 改 善 事 項	措 置 の 状 況
<p>1 枝国市民広場の利用申請について 飯塚市穂波福祉総合センター（以下「センター」という。）に隣接する私有地について、土地所有者（枝国 16 名共有地組合）と借地契約を締結のうえ、センター駐車場敷きとして利用している。 この土地の一部を枝国市民広場として市民に無料貸付し、利用申請書の受付、許可を指定管理者に行わせているが、センター条例及び同条例施行規則には本広場についての規定がなく、公の施設として位置づけられていないものを指定管理者に管理させることはできないと思料する。 早急に是正すること。</p>	<p>センターに隣接する枝国市民広場の利用の受付業務等については、指定管理者と協議のうえ、令和 6 年 4 月 1 日から所管課にて対応します。</p>
<p>2 書類の提出及び管理について (1) 自主事業及び再委託の承認について 自主事業及び再委託について、センター指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）には、「指定管理者は自主事業の実施</p>	<p>(1) 指定管理者からの事業計画書を受領した際に、收受・供覧・承認の決裁の一連の事務処理を失念しておりました。</p>

にあたり、事前に市へ事業計画書を提出し、承認されたものについてのみ実施することができる。」「業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないが、市が定める業務について、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。」旨が記されている。

指定管理者が提出した令和 4 年度の実業計画書に対し、主管課は収受、供覧、承認の決裁という一連の処理を行っていなかった。

また、再委託の承認依頼について、指定管理者からの文書が年度内に提出されていないとの理由で処理を行っておらず、その結果、市の承認がないまま指定管理者は自主事業、再委託を実施していた。

主管課は、遅滞なく書類を提出するよう指定管理者に指導するとともに、管理監督者は、事務処理の管理を徹底すること。

(2) 協定締結後の書類について

仕様書には、協定締結後に指定管理者が提出する書類を定めているが、施設管理者選任届、業務従事者名簿、職務分担表が提出されていなかった。

主管課は、指定管理者に仕様書に則り、適切な事務処理を行うよう指導するとともに、必要な書類について督促をすること。

このことにより、自主事業や再委託の承認についても市の承認がないまま事業を実施していたことになりま。事業者からの書類提出が遅延した事実はありましたので、その点については指定管理者へ指導を行いました。

所管課としましても、今後は適正な事務処理を行ってまいります。

(2) 協定締結後の書類提出につきましても、(1)と同様に、指定管理者へ仕様書に則った書類を提出するよう指導を行いました。所管課としましても今後は適正な事務処理を行ってまいります。

3 利用料金等について

センターでは、コインタイマー付きの高電位治療器を使用する際に 1 回 100 円を機器に投入させ、指定管理者は手数料としてその他収入に計上しているが、本機器は市の備品であることから、利用料金として条例等に規定されたい。

また、電子複写機の利用者から実費負担として 1 枚当たり 10 円（白黒）の料金を徴収しているが、この料金徴収については、センターの管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）等にも記載がなく、金額算定の根拠が不明確である。

同様に、指定管理者が設置しているマッサージ機についても、算定根拠のないまま料金（1 回 100 円）を徴収している。

コインタイマー付きの高電位治療器の使用については、市と指定管理者で協議を行った結果、器具の老朽化及び使用頻度が著しく低いことから、年度内に撤去する予定としております。

また、電子複写機とマッサージ機の利用については、年度内に市民が使用する場合等の基準を定め、センターの管理に関する基本協定への記載等を含め検討してまいります。

<p>自主事業としてコピー及びマッサージ機の料金徴収を許可するのであれば、基本協定、自主事業承認依頼等に料金を明記すること。</p>	
<p>4 宿日直委託について</p> <p>令和4年度事業報告書に添付されている管理運営に関する収支報告書では、事業費の委託料に宿日直2,939,921円が計上されている。</p> <p>しかしながら、これは第三者への再委託ではなく、指定管理者が自社内で職務命令のもと業務を行っているものであり、委託料として支出することには疑義がある。</p> <p>人件費等の適切な費目で計上するよう、指定管理者に指導すること。</p>	<p>宿日直費2,939,921円が委託料として計上されていたことから、人件費等の適切な科目で支出するように指定管理者と協議を行いました。</p> <p>令和6年度以降は委託料ではなく人件費として支出すると指定管理者より回答を得ています。</p>